

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 28 日

区内障害児通所支援事業所 管理者様

江戸川区福祉部障害者福祉課
事業者支援係

令和 7 年度福祉・介護職員等処遇改善加算の
取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

日頃より、江戸川区の障害福祉施策にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

江戸川区内の指定障害児通所支援事業所における、令和 7 年度の福祉・介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出につきましては、令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定です。令和 7 年度様式や提出方法等につきましては、改めてお知らせさせていただきます。

なお、令和 7 年 6 月以降の福祉・介護職員等処遇改善加算の申請については、従来どおり、この加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定です。

問い合わせ先

江戸川区福祉部障害者福祉課
事業者支援係

電話：03-5662-0712